



1. 雇用保険電子申請手続きの集中化について
2. 資格喪失時の健康保険証の回収にご協力ください
3. ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度
4. マイナンバー制度ってどんなもの？②
「個人番号利用事務実施者」と
「個人番号関係事務実施者」

1. 雇用保険電子申請手続きの集中化について

平成26年12月1日より、東京都内における雇用保険電子申請事務を集中処理する「東京労働局雇用保険電子申請事務センター」が運用を開始しました。今までは各ハローワークで行われていた電子申請の事務処理を迅速に行うため設置され、すでに京都や北海道、大阪でも運用を開始しています。

電子申請の提出先は従来どおり管轄ハローワークですが、届出後に確認事項がある場合や進捗状況の確認をする場合には、事務センターに問合せをすることになります。

弊所でも電子申請を行っています。実際に12月1日以降は従来よりも早く手続きが完了することを実感しています。

政府も電子申請手続きを推奨しており、電子申請を導入されていない事業主様も導入を検討されてはいかがでしょうか。

詳しくはこちら↓厚生労働省東京労働局↓

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2014/_120889.html

2. 資格喪失時の健康保険証の回収にご協力ください

会社を退職した場合、健康保険証を使用できるのは退職日までです。

退職後に誤って健康保険証を医療機関等で使用した場合、在職時の協会けんぽ/組合健保から直接ご本人へ、健康保険で支払われた医療費の全額が後日請求されます。

繰り返し請求しても返還いただけない場合は、裁判所への支払督促申立や少額訴訟等の法的手段を経て、強制執行（給与、預貯金等の差し押さえ）による回収が行われる場合があります。

資格喪失後の健康保険証の不正使用は医療費増加の原因となることから、健康保険料率にも大きな影響を及ぼします。

誤った健康保険証の使用をなくすことが、今後の医療費の適正化につながります。

資格喪失後は速やかに健康保険証を返却いただきますよう、ご協力をお願いします。

○会社にお勤めされていた方（被保険者）

・月の途中で退職された場合でも、退職日の翌日以降は健康保険証の使用ができません。

受診先の医療機関には、新たな健康保険証に変更することをお伝えいただくようお願いします。

○お勤めされている方のご家族の方（被扶養者）

・就職した場合や収入が基準額を超えるなど扶養要件を満たさなくなった場合、扶養から外れた日以降、健康保険証は使用できません。

健康保険証は、退職したお勤め先の事業主様または指定された機関へ速やかにご返却下さい。

3. ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度

会社を退職後すぐに転職先で厚生年金に加入するか、ご家族の扶養に入る場合を除いて、退職日の翌日から国民年金に加入しなければなりません。収入減や離職等の理由から保険料を納められなくなり、保険料未納の状況が続くと将来受け取る年金（老齢年金）や（障害年金）、（遺族年金）をも

らうことができなくなる場合があります。

そうならないよう、ご本人がお住まいの市区町村役場の国民年金窓口か年金事務所へ申請することで、国民年金保険料が（全額）もしくは（一部）免除となる制度があります。

この制度は、平成26年4月から免除期間が拡大され、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって免除申請ができるようになっていきます。未納期間がある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

保険料免除期間は年金の受給資格期間（25年）には含まれますが、保険料を全額納めた場合に比べて将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内（平成26年4月分→平成36年4月まで）であれば、免除された保険料を納めることができ、また将来受け取る年金も減額されません。

詳しくはこちら↓日本年金機構HP↓

http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/free3/0000000011_0000023762.pdf

4. マイナンバー制度ってどんなもの？ ②「個人番号利用事務実施者」と 「個人番号関係事務実施者」

News Letter 11月号 (No.22) でもご案内いたしましたマイナンバー制度ですが、政府関係省庁からも制度導入の概要について発信されてきています。今回、社会保障分野に関して、事業主の皆様に向けた資料が公開されました。

厚生労働省 HP：社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）～事業主の皆様へ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

個人番号（マイナンバー）を利用して行う事務手続きは、生活保護法や児童手当法などのほか健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法に基づく「行政事務」が基本となっています。個人番号（マイナンバー）を利用して事務を行う機関は「個人番号利用事務実施者」と呼ばれ、行政機関（独立行政法人等、健康保険組合を含む）のみが該当します。行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、他人の個人番号を記

載した書面の提出等の事務を行う者（民間企業等）は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになります。このため、事業主の皆様は、

- ・ハローワークが行う雇用保険関係事務
- ・全国健康保険協会・日本年金機構又は健康保険組合が行う健康保険の保険給付等の事務
- ・日本年金機構が行う厚生年金保険の保険給付等の事務など

の「個人番号関係事務実施者」となり、従業員から「個人番号」を取得する必要があります。

「個人番号関係事務実施者」である事業主の皆様は、次の対応が必要となります。

- ・個人番号を従業員から取得する際の本人確認措置の実施
- ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の実施
- ・特定個人情報を委託先に提供するときには委託先の適切な監督等

こちらもご参考に↓内閣官房HP↓

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【SATO コラム】

SATO社会保険労務士法人本社のある札幌ではこの時期、街の中心地 大通公園にて「ミュンヘンクリスマス市」と「ホワイトイルミネーション」を開催しています。「ミュンヘンクリスマス市」は姉妹都市のミュンヘンがあるドイツにちなんだショップが並び、クリスマスムード満載です。雪の降る中で飲むホットワインが格別です。ホワイトイルミネーションは、家庭から出る使用済天ぷら油を回収して燃料とする「バイオディーゼル発電」で点灯しているそうです。札幌にお立ち寄りの際はぜひ足をお運びください。



本年もお世話になり、ありがとうございました。

2015年は1月5日が年初めてでございます。来年も益々のご愛顧を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※本誌掲載記事等の無断掲載はご遠慮ください。